

移転価格ニュースレター

2020年7月

移転価格に関するDecreeのドラフト及び利息費用の損金算入限度額に関するDecree68の公表

2020年6月2日、財政省は移転価格及び利息費用の損金算入限度額に関するDecreeのドラフトを公表しました。その後、Decree20/2017/ND-CPの利息費用の損金算入限度額に関する規定を修正するDecree68/2020/ND-CPが公表され、2020年6月24日より有効になりました。

このニュースレターでは、当該ドラフトにて明記された移転価格に関する重要な変更点及びDecree68にて明記された利息費用の損金算入限度額に関する重要な変更点を説明します。

<ポイント>

- 支払利息の損金算入限度額がEBITDAの20%から30%に引き上げられるものの、第三者からの借入利息が制限対象か否かの明確な文言はない。
- 経済分析（ベンチマーク分析）の許容レンジが第1四分位～第3四分位（25%～75%）から第35百分位～第75百分位（35%～75%）に引き上げられる。
- 日本の最終親会社が国別報告書の作成・提出義務を負っていない場合にも、ベトナム法人に1年以内の提出義務があることが明記されている。

1. 利息費用の損金算入限度額

Decree 68は、損金算入限度額について以下の変更がなされました：

- 現行のDecree 20には、支払利息と受取利息の相殺に関する記載はありませんが、利息費用は純支払利息(すなわち、受取利息と相殺後)として計算されることが明記されました。
- 現行のDecree20ではEBITDAの20%とされている損金算入限度額が、EBITDAの30%に引き上げられます。新しい損金算入限度額は2017年度まで遡及適用されますが、遡及適用するためには、法人税修正申告書を2021年1月1日までに提出する必要があります。なお、EBITDAは、利払前・償却前・税引前利益に営業外損益を加減した金額として算定されます。
- 損金不算入となる利息費用は、5年以内の期間にわたり繰越し、その後の損金算入限度額を超えない範囲で使用することができます。但し、これは2019会計年度から適用され、2017年度までの遡及適用ができません。
- 2017年度、2018年度、2019年度の修正申告によって法人税及び遅延利息が過払いとなる場合、還付はなされず、2020年度の法人税額から相殺されます。相殺されなかった過払額は、2020年度から最大5年間にわたって法人税額から相殺されます。
- 2017年度または2018年度の税務調査・税務査察を受けた納税者は、税務当局に納税額の再検討を依頼し過払額と相殺することができます。ただし、行政違反の罰金は相殺できません。

以下の2、3、4についてはDecree68では記載されておらず確定していません。あくまでドラフトの内容となります。

2. 商用データベースの使用

当該ドラフトは、納税者と税務当局両方による商用データベースと公開情報の使用を引き続き認めています。さらに、税務当局による内部データベースの使用(すなわち、“非公開”の比較対象データ)は、リスク評価および税務調査の計画策定の目的のみに制限されることも規定しています。

しかし、当該ドラフトには、「納税者が会計・インボイス・証拠書類に関する規定、または、税務規定違反の処理に関する規則に準拠していないと見なされる場合」に、税務当局は内部データベースを使用して、関連当事者間の移転価格調整を行うことができるという条項が定められています。実際、この条項は、Decree 20を適用する際に実務上、納税者と税務当局との間で議論となる項目です。

3. 独立企業間価格

当該ドラフトは、独立企業間価格のレンジを第35百分位から第75百分位にすることを提案しています。すなわち、当該ドラフトでは、これまで第1四分位（第25百分位）とされている独立企業間価格の下限が引き上げられることとなります。

したがって、納税者は、新しい要件に準拠するために、今後の移転価格ポリシーを再検討する一方で、ベンチマーク分析の準備をする必要があります。納税者の分析結果がこの新しい独立企業間価格のレンジを下回った場合、税務当局により移転価格調整を課されることとなります。

4. 国別報告書に対する要件の強化

国別報告書の作成と提出に関する主な変更点は以下のとおりです：

- 課税年度の全世界の連結売上が18兆ドンを超えるベトナムの最終親会社は、当該課税年度末から12ヶ月以内に国別報告書を税務当局に提出しなければなりません。
- 外国に最終親会社を持つベトナム納税者の場合、税務当局が自動的交換多国間合意に従って国別報告書を入力可能な場合、国別報告書をベトナム税務当局に提出する必要はありません。
- ただし、以下の場合は、ベトナムの納税者は当該課税年度の年度末から12ヶ月以内に国別報告書を現地で提出する必要があります：
 - 最終親会社が、その居住国において国別報告書を提出することを義務づけられていない場合；
 - 最終親会社が居住する国・地域は、ベトナムと国際租税条約を締結しているが、国別報告書の提出期限時点において、ベトナムとの情報交換に関する二国間条約を締結していない場合；
 - 最終親会社が居住する国・地域は、ベトナムとの情報交換に関する二国間条約を締結しているが、ベトナムに国別報告書の内容を自動的に提供するための情報の自動交換システムが停止された、もしくは機能していない場合；
 - ベトナムに同じグループの納税者が複数所在する場合、最終親会社は、最終親会社の代わりに国別報告書を提出する納税者をベトナムの税務当局に通知する必要があります。当該通知は、最終親会社の会計年度終了日までに提出する必要があります。

なお、当該ドラフトによると、国別報告書から得た情報を税務当局は移転価格調整を行う目的に使用してはいけな

5. その他の注目すべき改正点

- 国内の関連者とのみ関連者間取引のある納税者の場合、両関連者が同じ税率を適用され、税優遇が適用されていない限り、移転価格文書の作成は不要となります。
- 税務当局は、納税者が移転価格文書にて独立比較対象データの正当性を説明・主張することを認めなければいけません。

この新しいDecreeは2020年6月末までに公表され、2020年7月1日から有効となる予定でしたが、上記のDecree68を除いて7月1日時点では確定していません。納税者はドラフトDecree及び今後の動向に留意しながら自らのビジネスや税務コンプライアンスに及ぼす潜在的な影響を評価し、事前に実行計画を作成することが必要です。ドラフトDecreeに関するコメントがある場合には、財政省（MOF）に直接提出することができます。また、弊社にご意見やご要望いただけましたら、それらのご意見・ご要望をもとにMOFに要望書を提出させていただきます。

追加の情報及びサポートが必要な場合は、弊社まで遠慮なくご相談ください。

Follow us on:   

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

kpmg.com.vn